

(8. 16 mSv/y相当) の空間線量率が測定されていたが、5月16日以降の空間線量率は0.16 μ Sv/h (0.63 mSv/y相当) を下回っていた(丙C99)。

茨城県北茨城市では、3月16日に15.8 μ Sv/h (82.9 mSv/y相当) もの、20 mSv/y相当値を大きく超える空間線量率が計測されていたが、3月18日には1.0 μ Sv/h (5.1 mSv/y相当)、3月19日には0.956 μ Sv/h (4.82 mSv/y相当) に落ち着いていた(甲B52の5・7・10・11、丙C282)。

茨城県那珂郡東海村では、3月15日に5 μ Sv/h (26 mSv/y相当) と10 いう、20 mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていた(甲C157資料1)。

茨城県が測定した、固定放射線測定局のある水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、東海村、^{いばらきまち おおあらいまち}大子町の、5月11日から7月27日までの空間線量率は、0.070～0.205 μ Sv/h (0.16～0.87 mSv/y相当)、牛久市、つくば市を含む他の市町村のモニタリングカーによる同期間の空間線量率は、0.052～0.297 μ Sv/h (0.06～1.35 mSv/y相当) であった(丙C283)。

原告 (H-3) の旧居住地は茨城県水戸市、原告 (H-48) の旧居住地は茨城県日立市、原告 同 (H-60, 61) の旧居住地は茨城県つくば市、原告 同 同 同 (T-313, 314) の旧居住地は茨城県牛久市、原告 (T-1314) の旧居住地は茨城県那珂郡東海村である。

25 例えば、原告 (H-3) の旧居住地は茨城県水戸市であるが、5月26日第2次航空機モニタリングから平成24年12月28日第6次航空機モニタ

リングまでの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は0.05～0.15 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.05～0.58 mSv/y 相当) (甲B203別表1の1頁), 茨城県内の空間線量率は0.05～0.30 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.05～1.4 mSv/y 相当), 平均0.05～0.24 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.05～1.05 mSv/y 相当) であった(甲B203別表2)。

原告 (H-3) の元夫は、茨城県水戸市に居住し、茨城県日立市で業を営んでいたところ、平成24年5月4日～5月5日採取の尿から、放射性セシウム134が0.072 Bq/kg , 放射性セシウム137が0.12 Bq/kg 検出された(甲H3の1の2, 原告 12～13, 23頁)。

10 原告 (H-186) の旧居住地は茨城県牛久市であるが、同原告の旧居住地の平成24年6月28日第5次航空機モニタリングから平成24年12月28日第6次航空機モニタリングまでの結果から計算した同原告の旧居住地の空間線量率は0.18～0.22 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.74～0.95 mSv/y 相当) (甲B203別表1の11頁), 同期間の牛久市の空間線量率は0.11～0.30 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.37～1.37 mSv/y 相当), 平均0.19～0.24 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (0.79～1.05 mSv/y 相当) であった(甲B203別表2)。

茨城県各市町村の公共サービス、生活関連サービスは、本件地震及び本件津波の影響はともかく、本件事故の影響があったとは認められない(丙C111の1～4, 丙C151, 282)。

20 イ 茨城県水戸市、日立市、東海村旧居住者の損害

茨城県北茨城市や東海村において、3月15日時点で20 mSv/y 相当値を超える空間線量率が計測されていたこと、茨城県水戸市においても、3月15日時点で、20 mSv/y 相当値は下回るもの、これに近い18.9 mSv 相当の空間線量率が観測されており、これは、本件事故がなければ被曝することがなかった追加被曝であり、このような初期被曝を受忍すべき理由は見当たらないことなどを考慮すれば、これらの空間線量率が一時的なものであったことなどを考慮しても、茨

城県水戸市及びそれよりも福島第一原発に近い日立市、東海村の避難者又は滞在者が抱いた被曝による健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は、県南地域のそれよりもさらに低いものとみるべきではあるが、なお賠償に値するものというべきであり、その損害額は、3月11日から12月31日までの10か月間を包括して1万円（「中間指針等による賠償額」は0円であるから、「中間指針等による賠償額」を超える損害も1万円）と認める。

平成24年1月以降については、賠償すべき損害があるとは認められない。

ウ 茨城県牛久市、つくば市旧居住者について

茨城県水戸市よりも福島第一原発から遠い茨城県牛久市及びつくば市については、
⑩ 本件事故直後の時期の空間線量率を認めるに足りる証拠はなく、賠償すべき損害があるとは認められない。

エ 子供・妊婦の損害

原告 同 (H-185, 186) は、茨城県牛久市を旧居住地とし、平成15年6月2日、平成21年5月1日にそれぞれ出生した子供で
⑯ あつたが、上記状況によれば、賠償すべき損害があるとは認められない。

茨城県の牛久市以外の市町村を旧居住地とする子供・妊婦は本件訴訟にいないので、その損害については判断しない。

(4) 栃木県

ア 栃木県の状況

㉚ 栃木県における空間線量率は、3月15日には $1.68 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($8.63 \text{mSv}/\text{y}$ 相当) が計測されたが、3月16日には $0.337 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($1.56 \text{mSv}/\text{y}$ 相当)、3月18日には $0.182 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ($0.75 \text{mSv}/\text{y}$) と、3月16日以降は $5 \text{mSv}/\text{y}$ 相当値を、3月18日以降は 1mSv 相当値を、それぞれ下回るようになっていた（甲B52の5・7・10・12・13、甲B157資料1、乙B173・19頁）。

栃木県が測定した、宇都宮市（保健環境センター。地上 50cm ）、那須町（那須

町立図書館), 日光市(今市健康福祉センター), 真岡市(芳賀庁舎), 小山市(小山
おやまし
もおかし
市役所), なかがわまち 那珂川町(山村開発センター), 佐野市(安蘇庁舎)の, 5月13日から6
月1日までの空間線量率は, 0. 05~0. 45 μ Sv/h (0. 05~2. 16
mSv/y相当) であった(丙C 289)。

5 原告 (H-40), 同 (T-2505) の旧居住地は栃木県宇都
宮市, 原告 (T-165) の旧居住地は栃木県那須塩原市, 原告
同 , 同 (T-2238~2240), 原告 (T-234
1) の旧居住地は栃木県那須郡那須町である。

5月26日第2次航空機モニタリングから平成24年12月28日第6次航空機
モニタリングまでの結果から計算した同原告ら(正しい旧居住地が甲B 203に現
れない原告 (H-40), 同 (T-2505) を除く。)の旧居住
地の空間線量率は, 0. 29~0. 43 μ Sv/h (1. 29~2. 05
mSv/y相当) であり(甲B 203別表1の40, 155, 160頁), 栃木県内
の空間線量率は0. 05~0. 87 μ Sv/h (0. 05~4. 37 mSv/y相
当), 平均0. 05~0. 38 μ Sv/h (0. 05~1. 79 mSv/y相当) で
あつた(甲B 203別表2)。

栃木県各市町村の公共サービス, 生活関連サービスは, 本件地震及び本件津波の
影響はともかく, 本件事故の影響があつたとは認められない(丙C 292, 弁論の
全趣旨)。

20 イ 栃木県旧居住者の損害

栃木県の空間線量率などを考慮すると, 栃木県旧居住者に賠償すべき損害がある
とは認められない。

ウ 子供・妊婦の損害

子供・妊婦(原告 (T-2341) は, 栃木県那須郡那須町を旧居住地
とし, 平成7年7月21日生の子供であった。)についても, 上記状況によれば, 賠
償すべき損害があるとは認められない。

(5) 区域外の旧居住者の損害についてのまとめ

以上によれば、茨城県水戸市、日立市、東海村旧居住者については、「中間指針等による賠償額」を超える損害として1万円を認める。

それ以外の者については、「中間指針等による賠償額」を超える損害があるとは認められない。

第6 「ふるさと喪失」に基づく損害賠償請求について

1 「ふるさと喪失」損害の賠償を求める訴えの訴訟物について

原告らのうち40名（死亡原告を含み、承継原告を含まない。死亡原告を除き、承継原告を含め、原告兼承継原告を1名として数えると39名）は、原状回復及び平穏生活権侵害に基づく損害賠償を求める訴え（当庁平成25年（ワ）第38号、第175号、平成26年（ワ）第14号、165号）と別個に「ふるさと喪失」損害に基づく損害賠償を求める訴え（当庁平成25年（ワ）第94号、平成26年（ワ）第166号）を提起している。

前記のとおり、両者の請求権は、いずれも本件事故に基づく精神的損害の賠償請求権である点で訴訟物としては同一であるが、原告らは、両者の請求権の関係について、「生存と人格形成の基盤」そのものの確定的、不可逆的喪失による損害が「ふるさと喪失」損害、「生存と人格形成の基盤」に依拠してそれを活用することによって実現されていた「幸福追求の自己実現」を阻害されたことによる損害が、本判決でいう「平穏生活権」侵害（原告らのいう「包括的生活利益としての人格権」侵害）であると主張している（原告ら準備書面（被害総論9）9頁、（被害総論17）9頁、原告ら最終準備書面（第4分冊）141～142頁、原告ら主張要旨94～95、98～99頁）。

原告らの主張を合理的に意思解釈すると、原告らは、本件事故により、継続的に発生する性質の損害（月ごとに発生する損害として認定されるか、本件口頭弁論終結時点で損害の発生が終了しているものとして定額の損害として認定されるかを問わない。また「包括的生活利益としての人格権」、「幸福追求の自己実現」として認

定されるか否かを問わない。) を「平穏生活権」侵害による損害として、継続的でなく、一回的に発生する性質の損害(その意味で、確定的、不可逆的に発生する性質の損害であり、提訴時点で確定的、不可逆的に発生していたか、提訴後に確定的、不可逆的に発生したかを問わない。また「包括的生活利益としての人格権」、「生存と人格形成の基盤」該当性を認定されるか否かを問わない。) を「ふるさと喪失」による損害として、それぞれ他方の請求を明示的に除外して請求しているものと解される(したがって、重複訴訟にも当たらない。)。

以上の前提を踏まえ、本判決においては、請求の趣旨第3項の損害賠償請求(弁護士費用相当額部分を除く、2000万円の損害賠償請求)の被侵害法益として審理の対象となる権利利益の侵害を、原告らの主張する「包括的生活利益としての人格権」該当性、「生存と人格形成の基盤」該当性、「ふるさと」該当性、「権利」該当性を問うことなく、またその被侵害法益が完全に喪失したか否かを問うことなく、「ふるさと喪失」と定義し、それによる損害を「ふるさと喪失」損害と呼称する。

2 旧居住地が帰還困難区域である原告らについて

15 (1) 中間指針等による賠償額

帰還困難区域旧居住者に対する賠償につき、帰還が社会通念上不能となった時点において、平穏生活権侵害による継続的損害の賠償を終了させ、帰還不能による損害を定額に包括評価して賠償を終了させることが許されると解されることは前記のことおりである。

20 そして、中間指針第四次追補による帰還困難慰謝料1000万円(丙A5)は、確定的、不可逆的に発生した損害であるから、本判決でいう「ふるさと喪失」損害(確定的、不可逆的損害)に対応するものというべきである。

自主賠償基準は、帰還困難区域旧居住者に600万円の包括賠償(丙C16)と700万円の追加賠償(丙C17)を認めているが、後者の700万円は中間指針第四次追補の1000万円から生活費増額分を除く将来分として300万円を控除した額と解されるから、自主賠償基準も、帰還困難慰謝料は1000万円であるこ

とを前提としているものと解される。

したがって、本件訴訟における「ふるさと喪失」損害に対応する「中間指針等による賠償額」は1000万円であるから、これを超える確定的、不可逆的損害が発生しているか否かを検討する。

⑤ (2) 「ふるさと喪失」損害として1000万円が相当であること

上記のような継続的損害の賠償を終了させるための一括賠償をもつて「ふるさと喪失」損害とする場合、その一括賠償とそれまでの継続的賠償とを合計した帰還困難区域旧居住者に対する損害賠償総額は、継続的損害の賠償を継続した場合に帰還困難区域旧居住者が受領する損害賠償総額（帰還不能な状態が10年間継続するとして120か月分1200万円）と比べて遜色のないもので、帰還可能な居住制限区域旧居住者の受領する損害賠償総額（自主賠償基準の平成30年3月までとして85か月分850万円。丙C67）よりも十分に大きなものとなるべきである。

他方、故郷に帰還できることによる精神的苦痛がいかに大きいとしても、一般的の不法行為による被害者死亡時の精神的苦痛よりは小さいというべきである。

⑥ 以上を踏まえ、平成26年4月までは月額10万円（総額380万円）の継続的賠償が認められるべきこと、避難費用、一時帰宅費用、財物損害、営業損害等については別途賠償されることを前提に検討すると、帰還不能による確定的、不可逆的損害による慰謝料（「ふるさと喪失」損害）は、1000万円（当裁判所の認定した平成23年3月から平成26年4月までの3.8か月分380万円の継続的賠償との合計額としては1380万円）と認めるのが相当である。

(3) 1000万円を超える「ふるさと喪失」損害が認められないこと

「ふるさと喪失」損害を請求している原告らのうち、原告 (H-63, 94号-7), 原告 同 (H-88, 89, 94号-5, 6), 原告 同 同 同 同 同 (H-383~388, 166号-28~33) の旧居住地は双葉町の、原告 同 (H-86, 126, 94号-23, 22) の旧居住地は大熊町の、原

告 (H-111, 94号-26) の旧居住地は富岡町の、原告
(H-65, 518, 166号-39, 40) の旧居住地は浪江町の、そ
れぞれ帰還困難区域である。

双葉町、大熊町、富岡町、浪江町の状況、同原告ら旧居住地の状況、同原告らが
⑤避難を強いられ、相当長期間にわたって帰還ができない状態に置かれたことによる
様々な被害（甲B203, 甲C25, 26, 35~40, 69, 72~78, 23
1, 甲H63, 65, 86, 88, 111, 387, 丙C36~39, 57~60,
164~172, 254, 321（いずれも枝番を含む。）、原告　　、浜通り
検証の結果）を考慮しても、「ふるさと喪失」損害として1000万円を超える損害
⑩があるとは認められない。

3 旧居住地が居住制限区域、避難指示解除準備区域である原告らについて

(1) 一括賠償をもって継続的損害の賠償を終了させる必要が認められないこと

中間指針第四次追補は、双葉町、大熊町以外の居住制限区域、避難指示解除準備
区域の旧居住者については、避難指示解除後1年間の継続的賠償の継続を認め、確
定的、不可逆的損害の発生を認めていない（丙A5）。

双葉町、大熊町以外の居住制限区域、避難指示解除準備区域については、既に避
難指示が解除され、又は概ね平成29年3月頃までの解除が見込まれており（丙C
28, 29, 159, 161~164, 216, 230, 235~239）、避難指
示の解除によって直ちに精神的損害の発生が終了するものではないが、解除後一定
期間の経過により精神的損害の発生も終了することが見込まれるのであり、一括賠
償をもって継続的賠償の継続を終了させるまでの必要は認められない。

(2) 継続的賠償と別途の確定的、不可逆的損害の発生が認められないこと

「ふるさと喪失」損害を請求している原告らのうち、原告　　、同
　　、同 (H-2, 236, 237, 94号-1~3)、原告　　、同
　　、同 (H-82, 200, 254, 94号-10~12) の旧居住
地は浪江町の、原告　　、同 (H-18, 346, 94号-8, 9)、

原告 同 同 (H-94, 433, 434, 94号-19~21), 原告 (H-442, 166号-34) の旧居住地は富岡町の、それぞれ居住制限区域である。原告 (H-90, 94号-24), 原告 (H-202, 94号-25), 原告 同 (H-220, 393, 94号-16, 17) の旧居住地は浪江町の、それぞれ避難指示解除準備区域である。原告 (H-95, 94号-13) 及びその被承継人である亡 (H-376, 94号-15), 原告 (H-149, 94号-14), 原告 (H-336, 94号-4) の旧居住地は楓葉町の、原告 (H-100) の被承継人である亡 (H-101, 94号-18) の旧居住地、原告 同 同, 同 (H-302~305, 166号-35~38) の旧居住地は南相馬市小高区の、原告 (H-395, 166号-27) の旧居住地は葛尾村の、それぞれ旧避難指示解除準備区域である。

浪江町、富岡町、楓葉町、南相馬市、葛尾村の状況、同原告ら旧居住地の状況、同原告らが避難を強いられたことによる様々な被害 (甲B203, 甲C25, 26, 36~41, 44, 45, 69, 72, 76~78, 231~236, 甲H2, 18, 82, 90, 94, 95, 101, 149, 200, 202, 220, 303, 336, 376, 395, 442, 丙C36~39, 42, 47, 60, 61, 64, 76, 81~87, 125, 157, 158, 164~178, 212, 213, 214~235, 254, 257, 321, 322 (いずれも枝番を含む。))、原告 , 原告 , 原告 , 浜通り検証の結果) を考慮しても、月額10万円の継続的賠償と別途の確定的、不可逆的損害が発生しているとは認められない。

(3) 原告らの主張について

26 原告らは、政府による避難等の指示に基づく避難者においては、避難に伴い日常の「幸福追求の自己実現」を阻害されたことに対する日常生活阻害慰謝料とは別個

に、本件事故までに形成した「ふるさと」、すなわち、家族、土地と住、生業・職業、人間関係形成、自然環境等を重要な要素とする「生存と人格形成の基盤」が破壊・損傷されたこと自体による被害も、独立した損害として評価されるべきである、などと主張する（原告ら最終準備書面（第4分冊）162～175頁、原告ら主張要旨98～99頁）。

しかし、原告らの主張する「ふるさと」は、平穏生活権侵害の考慮要素として考慮するならばともかく、個人に帰属する独立した不法行為上の保護法益として認めるとにはその外延が明確でなく、これを平穏生活権侵害の賠償と別個独立の損害として賠償の対象とすることは困難である。

10.4 「ふるさと喪失」 損害についてのまとめ

以上によれば、帰還困難区域旧居住者についても、それ以外の避難指示区域の旧居住者についても、「中間指針等による賠償額」を超える確定的、不可逆的損害は認められない。

第7 弁済の抗弁

(1) ADR増額

原告 (H-111) は、帰還困難区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として20万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として30万円を受領している（争いがない。）。

ADRにより「中間指針等による賠償額」を超えて支払われた精神的損害の賠償額は、当事者の合理的な意思解釈により、本訴請求債権の元金に、本件事故時に遡って充当されると解するのが相当であるから、同原告の請求権は、弁済により全て消滅した。¹⁰

原告 (H-133) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として98万円を受領している（争いがない。）から、同原告の請求権は、弁済により全て消滅した。¹⁵

原告 (H-370) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として10万円を受領している（争いがない。）から、同原告の請求権は、10万円については弁済により（本件事故時に遡って本訴請求債権元金に充当されて）消滅し、残元金は6万円である。²⁰

原告 (H-483) は、帰還困難区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として20万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として150万円、ADRによる和解後の同種事由による追加賠償として63万円の合計213万円を受領している（争いがない。）から、同原告の請求権は、弁済により全て消滅した。²⁵

原告 (T-624) は、子供・妊婦でない旧一時避難要請区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として3万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として14万4000円を受領している（争いがない。）から、同原告の請求権は、弁済により全て消滅した。

原告 (T-842) は、旧一時避難要請区域旧居住者の子供であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として11万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として90万円を受領している（争いがない。）から、同原告の請求権は、弁済により全て消滅した。

10 原告 (T-2115) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として6万円を受領している（争いがない。）から、同原告の請求権は、6万円については弁済により消滅し、残元金は10万円である。

15 原告 (T-2119) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円が認められるところ、同原告は、ADRにより「中間指針等による賠償額」を超える賠償として8万円を受領している（争いがない。）から、同原告の請求権は、8万円については弁済により消滅し、残元金は8万円である。

20 原告 同 (T-2841, 2842) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として各16万円が認められるところ、同原告らは、ADRにより、「中間指針等による賠償額」を超える賠償として、原告 (T-2841) は154万円を、原告 (T-2842) は84万円を、それぞれ受領している（争いがない。）から、
25 同原告らの請求権は、弁済により全て消滅した。

(2) 要介護者増額

ア 要介護者増額による弁済の抗弁

被告東電は、原告 (H-34) など、避難指示等対象区域内に生活の本拠を有し、要介護状態等の事情がある者、要介護者を介護している者に対して支払った追加賠償につき、弁済の抗弁を主張している。

イ 要介護者増額は自主賠償基準に含まれること

しかし、この要介護者増額は、被告東電において所定の要件を満たしていると判断すれば、被告東電の定めた基準に従って支払われるものであって（丙C183）、被告東電の自主賠償基準の一部を構成しているものと認められる。

ウ 要介護者増額についての弁済の抗弁についてのまとめ

⑩ そうすると、自主賠償基準のとおりの要介護者等による増額は、「中間指針等による賠償額」の一部を構成し、「中間指針等による賠償額」を超える部分である本訴請求債権に充当されるものではなく、被告東電による弁済の抗弁は失当である。

(3) 透析賠償

ア 透析賠償による弁済の抗弁

⑯ 被告東電は、原告 (T-1732) に対し、所定の要件を満たす透析患者に対する追加賠償として支払った4万円について、弁済の抗弁を主張している。

イ 透析賠償が自主賠償基準に当たらないこと

被告東電によれば、①本件事故発生日において、透析治療を恒常に受けていること、②本件事故発生日の生活の本拠が避難指示等対象区域外に該当すること、③本件事故前より、自主的避難等対象区域、避難指示等対象区域、福島県県内地域、宮城県丸森町の医療施設に通院し、本件事故により透析治療の制限等があったこと、という3つの要件を満たす透析患者に対し、本件事故を原因として、透析患者が通常受けている頻度、及び時間の人工透析を十分に受けられない状況に置かれたことにより、生命の危険を伴うほど健康状態が悪化することへの恐怖と不安を抱き、日常生活の維持・継続が著しく阻害されたために生じた精神的損害に対する追加賠償を行っているが、その賠償額の目安は確定しておらず、個別の事情に基づいて賠償

の可否及び金額を決定しているという（被告東京電力準備書面（31）、（39））。

そうすると、透析賠償は、賠償額の目安があらかじめ確定しているものではないから、自主賠償基準を構成するものということはできない。

ウ 透析賠償は生命・身体的損害に伴う精神的損害の賠償であること

しかし、透析賠償は、透析患者が通常受けている頻度・時間の人工透析を十分に受けられない状況に置かれたことにより、生命の危険を伴うほど健康状態が悪化することへの恐怖・不安を抱いたことに着目して支払われるものであり、生命・身体的損害による精神的損害の増額要素（医療費の増加という積極損害が存在しない場合には、生命・身体的損害による精神的損害を独立して認定するための要素）としての性質を有している。

そうであれば、平穏生活権侵害に基づき、「中間指針等による賠償額」を超える精神的損害の賠償を請求している（生命・身体的損害に伴う精神的損害を含まない）本訴請求債権には充当されない。

エ 透析賠償についての弁済の抗弁についてのまとめ

したがって、透析賠償は本訴請求債権に充当されるものではなく、被告東電による弁済の抗弁は失当である。

(4) ペット賠償

ア ペット賠償による弁済の抗弁

被告東電は、原告（H-53）等、所定の要件を満たすペットと離別・死別した者に支払った追加賠償について、弁済の抗弁を主張している。

イ ペット賠償が自主賠償基準に当たらぬこと

被告東電は、本件事故当時に避難指示区域に居住し、避難生活を余儀なくされたことにより、哺乳類（犬や猫等）や鳥類のペットと離別又は死別した者に対し、ペットの財産的価値と別個に、精神的損害の追加賠償を行っているが（丙C18-4），その賠償額の目安は確定しておらず、個別の事情に基づいて賠償の可否及び金額を決定しているという（被告東電準備書面（31）、（39））。

そうすると、ペット賠償は、賠償額の目安があらかじめ確定してるものではないから、自主賠償基準を構成するものということはできない。

ウ ペット賠償は財物損害に伴う精神的損害の賠償であること

しかし、ペット賠償は、ペットという財物の喪失と同一の原因に着目して支払われるものであり、財物損害に伴う精神的損害の増額要素（一般に、財物損害については価値相当額の賠償によって精神的苦痛も慰謝されるところ、特別の事情により精神的損害を認定するための要素）としての性質を有している。

そうであれば、平穏生活権侵害に基づき、「中間指針等による賠償額」を超える精神的損害の賠償を請求している（財物損害に伴う精神的損害を含まない）本訴請求債権には充当されない。

エ ペット賠償についての弁済の抗弁についてのまとめ

したがって、ペット賠償は本訴請求債権に充当されるものではなく、被告東電による弁済の抗弁は失当である。

第8 被告国の責任の範囲

1 共同不法行為が成立しないこと

被告国の国賠法上の責任の根拠となる規制権限不行使と、被告東電の原賠法上の責任の根拠となる本件事故とは、関連して1個の不法行為を構成するような関係⁵（関連共同性）ではなく、被告国の国賠法上の責任と、被告東電の原賠法上の責任は、いわば被侵害法益を共通にする不法行為が競合しているにすぎないものというべきである。

したがって、被告国と被告東電との間に共同不法行為（民法719条）が成立するとはいえない。

10 2 被告国の責任の範囲

(1) 被告国の責任の範囲は被告東電の責任の2分の1にとどまること

炉規法、電気事業法の枠組みによれば、原子炉施設の安全性を確保する責任は第一次的には当該原子炉を設置する原子力事業者（本件事故においては被告東電）にあり、被告国（経済産業大臣）の責任はこれを監督する第二次的なものにとどまる¹⁵というべきであるから、被告国が規制権限不行使により国賠法上の責任を負う場合においても、その賠償すべき責任の範囲は、原子力事業者の負う責任に比して限定されるべきである。

被告国が、国策として、被告東電ら原子力事業者と共同して原子力発電を推進し、かつ、広く国民に対して安全性を宣伝してきたとしても、それは安全性の確保を第一次的に原子力事業者の責任とし、被告国の規制権限はこれを監督する第二次的なものとする炉規法、電気事業法の枠組みの下での推進であり、炉規法、電気事業法の規制により安全性が確保される前提の下での宣伝であるから、その原子力政策の結果として本件事故を引き起こしたことによる社会的責任を負い（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）2条1項、除染特措法3条、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）1条、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支

援等に関する施策の推進に関する法律」(平成24年法律第48号)3条等参照),

規制権限の不行使が著しく合理性を欠いた場合には国賠法上の責任を免れないとはいえる、その責任が第二次的なものにとどまることに変わりはない。

他方、炉規法、電気事業法上、被告国の規制が、原子力発電所の安全性の確保に不可欠なものとして想定されていることからすると、第二次的なものとはいえ、その責任は、水俣病の被害拡大に対し、公共用海域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律による規制権限行使を怠った責任が企業の4分の1とされたこと(大阪高裁平成13年4月27日判決・訟月48巻12号2821頁〔水俣病関西訴訟2審〕。最高裁平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁の原審)，じん肺の被害拡大に対し、石炭鉱山保安規則の改正を怠った責任がじん肺による全損害の3分の1とされたこと(福岡高裁平成13年7月19日判決・判時1785号89頁〔筑豊じん肺訴訟2審〕。最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁の原審)に比して被告国の責任割合は高いものといえ、被告国の責任は、被告東電の負う責任の2分の1程度と認めるのが相当である(被告らにつき共同不法行為は成立しないものの、両者の責任は被侵害法益を共通にする不法行為責任であるから、被告国の支払うべき賠償額の限度で、被告らの責任は不真正連帶債務関係にある。なお、原賠法は、原子力損害は全額を原子力事業者が負担することを前提としているから、被告東電から被告国に対する求償は許されず、被告国は、賠償した全額を被告東電に原子力損害として請求することができると解される。)。

(2) 帰還困難区域旧居住者に対する被告国の賠償額について

当裁判所は、平穏生活権侵害による損害として合計380万円(うち「中間指針等による賠償額」を超える損害は20万円)、「ふるさと喪失」損害として1000万円(「中間指針等による賠償額」を超える損害はない。)を認めたところ、被告国²⁵の賠償責任は、平穏生活権侵害につき190万円、「ふるさと喪失」損害につき500万円ということになり、「中間指針等による賠償額」の一部請求からの除外及び弁

済の抗弁を考えなければ、被告国に対してはこの金額を認容すべきことになる。

前記のとおり、原告らは「中間指針等による賠償額」を本訴請求債権から除外しているから、これを超える損害のみを考えると、被告東電の責任は20万円であり、被告国責任はその2分の1である10万円（及びそれぞれに対応する弁護士費用、
遅延損害金）となる（仮に、賠償金未請求の原告が、本訴請求債権から除外した
「中間指針等による賠償額」である360万円の支払を求める別訴を提起した場合、
被告東電に対し360万円、被告国に対し180万円の限度で認容され、「中間指針
等による賠償額」を超える部分は別訴の訴訟物となっていないから、一部棄却部分
の既判力は重複しない。この別訴の訴訟物との関係で弁済の抗弁を構成すべき「中
間指針等による賠償額」の範囲内の弁済は、本訴においては、被告国との関係にお
いても弁済の抗弁を構成しない。）。

被告東電から、ADR等により「中間指針等による賠償額」を超える弁済があつた原告については、超過弁済額を被告国の賠償額から控除することとする。

(3) 旧一時避難要請区域旧居住者に対する被告国の賠償額について

旧一時避難要請区域旧居住者のうち子供・妊婦以外の者については、平穏生活権侵害による損害として73万円（うち「中間指針等による賠償額」を超える損害は3万円）を認め、被告国責任は36万5000円となるが、「中間指針等による賠
償額」を超える損害についての責任は、被告東電につき3万円、被告国につき1万
5000円（及びそれぞれに対応する弁護士費用、遅延損害金）の限度で存続して
いる。

旧一時避難要請区域旧居住者のうち子供・妊婦については、平穏生活権侵害による損害として81万円（うち「中間指針等による賠償額」を超える損害として11万円）を認め、被告国責任は40万5000円となるが、「中間指針等による賠償
額」を超える損害についての責任は、被告東電につき11万円、被告国につき5万
5000円（及びそれぞれに対応する弁護士費用、遅延損害金）の限度で存続して
いる。

(4) 自主的避難等対象区域旧居住者に対する被告国の賠償額について

子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者については、平穏生活権侵害による損害として24万円（うち「中間指針等による賠償額」を超える損害は16万円）を認め、被告国の責任は12万円となるが、「中間指針等による賠償額」を超える損害についての責任は、被告東電につき16万円、被告国につき8万円（及びそれぞれに対応する弁護士費用、遅延損害金）の限度で存続している。

原告 (H-370) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円、被告国の責任として8万円が認められるところ、前記のとおり、同原告はADRにより10万円¹⁰を受領しているから、同原告の被告国に対する請求権は、被告東電の弁済により全て消滅した。

原告 (T-2115) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円、被告国の責任として8万円が認められるところ、前記のとおり、同原告はADRにより6万円¹⁶を受領しているから、同原告の被告国に対する請求権は、6万円が被告東電の弁済により消滅し、残元金は2万円である。

原告 (T-2119) は、子供・妊婦でない自主的避難等対象区域旧居住者であり、「中間指針等による賠償額」を超える損害として16万円、被告国の責任として8万円が認められるところ、前記のとおり、同原告はADRにより8万円²⁰を受領しているから、同原告の被告国に対する請求権は、被告東電の弁済により全て消滅した。

(5) 県南地域旧居住者に対する被告国の賠償額について

子供・妊婦以外の県南地域旧居住者については、平穏生活権侵害による損害として10万円（「中間指針等による賠償額」は0円なので、これを超える損害は10万円）を認めたところ、「中間指針等による賠償額」を超える損害についての責任は、被告東電につき10万円、被告国につき5万円（及びそれぞれに対応する弁護士費²⁵）

用、遅延損害金)である。

(6) 茨城県水戸市、日立市、東海村旧居住者に対する被告国賠償額について
子供・妊婦以外の茨城県水戸市、日立市、東海村旧居住者については、平穏生活
権侵害による損害として1万円(「中間指針等による賠償額」は0円なので、これを
超える損害は1万円)を認めたところ、「中間指針等による賠償額」を超える損害に
ついての責任は、被告東電につき1万円、被告国につき5000円(及びそれ
に対応する弁護士費用、遅延損害金)である。



第9 弁護士費用等

1 端数の取扱い

死亡原告につき相続による承継があった関係で1円未満の端数が生じる場合、被告東電関係については1円未満の端数を四捨五入し、被告国関係については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」(昭和25年法律第61号) 2条1項に従い、1円未満の端数を切り捨てた。

2 弁護士費用

認容額につき、それぞれ、基本的には元金の10%相当額の弁護士費用を認め、弁護士費用を含めた認容額に1万円未満の端数が出る原告については、1万円未満の端数切り上げ分に相当する弁護士費用を増額した。

3 遅延損害金

遅延損害金については、本件事故は平成23年3月11日に起こったものとみなして、不法行為の日(本件事故日)である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を付す。

15 請求を認容した原告らの中に、本件事故後に出生した原告はない。

第10 結論

よって、

- 1 原告ら(承継原告を除く。)の原状回復請求に係る訴えは不適法であるから却下し、
20 2 原告ら(承継原告を含む。)の被告東電に対する平穏生活権侵害に基づく請求について、
 - (1) 将来請求に係る訴えは不適法であるから却下し、
 - (2) 一般不法行為に基づく主位的請求は理由がないので棄却し、
 - (3) 原賠法に基づく予備的請求につき、

25 ア 帰還困難区域旧居住者

弁済の抗弁が成立する原告 (H-111), 同 (H-483)

を除く帰還困難区域旧居住者については、22万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の（認定した超過損害は平成26年3～4月分として、また月額10万円と評価してのものであるが、その遅延損害金起算日は本件事故時である平成23年3月11日とみるべきであり、原告らは、厳密に対象期間と請求金額を対応させて請求しているものではないと解されるから、平成25年3月11日に提訴された平成25年（ワ）第38号事件、平成25年9月10日に提訴された平成25年（ワ）第175号事件、平成26年2月10日に提訴された平成26年（ワ）第14号事件の原告らについても、原告らに有利に、遅延損害金の付く確定損害額の範囲で認容した。），

10 イ 旧一時避難要請区域旧居住者

(ア) 弁済の抗弁が成立する原告 (T-624) を除く子供・妊婦以外の旧一時避難要請区域旧居住者については、4万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の，

(イ) 弁済の抗弁が成立する原告 (T-842) を除く旧一時避難要請区域の子供については、13万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の，

ウ 自主的避難等対象区域旧居住者

(ア) 弁済の抗弁が成立する原告 (H-133), 同 (H-370), 同 (T-2115), 同 (T-2119), 同 (T-2841, 2842) を除く、子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者については、18万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の，

(イ) 原告 (H-370) については、7万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の，

(ウ) 原告 (T-2115) については、11万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の，

(エ) 原告 (T-2119) については、9万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の、

エ 県南地域旧居住者

子供・妊婦以外の県南地域旧居住者については、11万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の、

オ 茨城県水戸市、日立市、東海村旧居住者

子供・妊婦以外の茨城県水戸市、日立市、東海村旧居住者については、2万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の、

⑩ 支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却し、

3 原告ら（承継原告を含む。）の被告国に対する平穏生活権侵害に基づく請求については、

(1) 将来請求に係る訴えは不適法であるから却下し、

(2) その余の請求につき、

⑪ ア 帰還困難区域旧居住者

弁済の抗弁が成立する原告 (H-111), 同 (H-483)

を除く帰還困難区域旧居住者については、11万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の、

イ 旧一時避難要請区域旧居住者

⑫ (ア) 弁済の抗弁が成立する原告 (T-624) を除く子供・妊婦以外の旧一時避難要請区域旧居住者については、2万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の、

(イ) 弁済の抗弁が成立する原告 (T-842) を除く旧一時避難要請区域旧居住者の子供については、7万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の、

ウ 自主的避難等対象区域旧居住者

(ア) 弁済の抗弁が成立する原告 (H-133), 同 (H-370), 同 (T-2115), 同 (T-2119), 同 (T-2841, 2842) を除く, 子供・妊婦以外の自主的避難等対象区域旧居住者については, 9万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の,

(イ) 原告 (T-2115) については, 3万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の,

エ 県南地域旧居住者

子供・妊婦以外の県南地域旧居住者については, 6万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の,

オ 茨城県水戸市, 日立市, 東海村旧居住者

子供・妊婦以外の茨城県水戸市, 日立市, 東海村旧居住者については, 1万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の,

支払を求める限度で理由があるから認容し(被告国責任は, 被告東電の責任と重なり合う限度で不真正連帶債務となる。), その余は理由がないから棄却し,

4 原告ら(承継原告を含む。)の被告らに対する「ふるさと喪失」損害の賠償請求はいずれも理由がないので棄却し,

5 訴訟費用の負担につき, 民訴法61条, 64条, 65条に基づき,

20 (1) 被告らが全部勝訴した原告との関係で生じた費用は原告らの負担(取下原告を除き, 計算の簡便のため, 一部勝訴原告, 承継原告, 「ふるさと喪失」損害を請求している原告を含め, 原告人数で頭割りした平等負担とする。原告兼承継原告は1人と数える。民訴法65条1項)とし,

(2) 被告東電に一部勝訴し, 被告国との関係で全部敗訴した原告との関係で, 被告国に生じた費用は原告らの負担とし, 原告ら及び被告東電に生じた費用は, (計算の簡便のため, 請求額, 認容額にかかわらず)これを20分し, その1を被告東電の,

その余を原告らの負担（平等負担）とし、

(3) 被告ら双方に一部勝訴した原告との関係で生じた費用はこれを20分し、その

1を被告らの負担（平等負担）、その余を原告らの負担（平等負担）とし、

6 仮執行宣言（及びその執行開始時期の定め、仮執行免脱宣言）については、相当

5 でないのでこれを付さない

こととし、主文のとおり判決する。

福島地方裁判所第一民事部

5 裁判長裁判官

金澤秀樹

10 裁判官

西村康夫

15 裁判官

田屋茂樹